

## 第3章 施策推進の基本方針

長野県消費生活基本計画・長野県消費者教育推進計画は、県民の消費者としての権利の擁護と自立を支援するため、長野県総合5か年計画～しあわせ信州創造プラン～の基本目標である「確かな暮らしが営まれる美しい信州」を目指し、次に掲げる基本理念のもと、施策推進の基本方針を定め、この計画の着実な推進を図ります。

### 基本理念 ～ しあわせ信州 消費者安心戦略 ～

すべての県民が消費者としての基本的な権利を確立し、安全・安心な消費生活を営むために、県民参加のもと、消費者団体、事業者団体等、地域の多様な主体及び行政が、それぞれの能力を発揮して連携、協働しつつ、その利益の擁護と自立を支援することで、県民の消費生活の安定と向上を目指します。



### 施策推進の基本方針

#### I 県民の安全・安心のために

県民が消費者として、健康で安心して生活を営むことができる安全で持続可能な消費社会を構築するため、食品を始めとする商品等の安全と安心の確保及び消費者事故情報等の速やかな提供、安定した県民生活の確保に向けて物価の安定と物資の安定供給、環境団体やNPOと一体となって環境に配慮した消費生活の啓発に取り組みます。



## II 商品・サービスの適切な選択機会の確保のために

県民と事業者との間の公正な商取引を確保し、県民が適切な商品やサービスの選択ができる消費社会を目指し、消費者被害の防止と被害をもたらす事業者への指導、処分の強化、適正な商取引を阻害する表示の監視、指導及び多重債務者に対する問題解決と未然防止対策を推進します。

## III 消費者教育の充実のために

県民への消費者被害の速やかな情報発信と見守りネットワーク等を活用した啓発活動による被害防止、消費生活に関する必要な知識の普及等に努めます。

消費者教育の推進にあたっては、県民が自主的かつ合理的に行動できる「自立した消費者」となることを目指し、体系的・総合的な消費者教育の実施により、県民が消費者トラブルを回避、解決する実践的な能力を育み、社会との関わりの中で責任ある行動がとれるように取り組むとともに、これら教育を担う人材育成に努めます。

また、環境活動に取り組む消費者及び団体等と協働した取り組みも併せて推進します。

## IV 県民意見の反映のために

消費者施策の透明性を確保し、広く県民や消費者団体等の意見を施策に反映する消費者行政の構築を目指し、消費生活審議会の運営や消費者施策の公表、消費者団体等との協働を通じて、広く県民からの意見を聴く機会を設けるとともに、意見の施策への反映を図ります。

## V 相談窓口の強化のために

県民の消費者被害の防止及び県民と事業者との間に生じた苦情や紛争を適切かつ迅速に救済できる消費生活相談体制を構築するため、県消費生活センターの機能の強化により、県民が信頼感を持てる相談体制を確保するとともに、住民に最も身近な市町村消費生活相談体制の充実・強化へ向けた支援を推進します。

施策推進の基本方針イメージ図

長野県総合5か年計画 ～しあわせ信州創造プラン～ 基本目標

確かな暮らしが営まれる美しい信州

長野県消費生活基本計画  
長野県消費者教育推進計画

基本理念

県民の安全・安心

商品・サービスの  
適切な選択機会の確保

消費者教育の充実

県民意見の反映

相談窓口の強化

基本計画推進のための五つの基本方針

参加・協働

県民・消費者団体・福祉団体・事業者・事業者団体等

# 長野県消費生活基本計画の施策

## 長野県消費者教育推進計画

### しあわせ信州 消費者安心戦略

基本方針	県の取組	県民の皆様へ
県民の安全・安心	1 商品・サービスの安全・安心 〔(1)食品の安全・安心の確保 (2)消費者事故情報等の収集及び提供〕	・不適切な表示が疑われる場合は、関係機関への通報をお願いします。
	2 物価の安定と情報提供	
	3 持続可能な消費生活	・レジ袋削減や「食べ残しを減らそう 県民運動」にご参加ください。
商品・サービスの適切な選択機会の確保	1 適正な商取引の確保 〔(1)悪質事業者に対する厳正な指導、処分 (2)不適切な表示に対する立入検査、指導 (3)割賦販売における事業者指導〕	・不適切な表示が疑われる場合は、関係機関への通報をお願いします。
	2 多重債務者対策の強化	・借金等で困ったときは、県消費生活センター又は市町村の相談窓口にご相談してください。
消費者教育の充実	1 消費生活情報の発信・啓発	・消費者教育を推進するための意見、提言をお寄せください。
	2 消費者教育・学習 〔(1)世代等を超えた消費者教育の推進方策の検討 (2)学校等における消費者教育の推進 (3)地域・職域等における消費者教育の推進 (4)消費者教育を担う人材の育成〕	・セミナー・出前講座に、積極的にご参加ください。 ・高齢者への「声がけ」、「見守り」をお願いします。 ・「消費生活サポーター」に登録してください。
	3 環境教育・食育等への取組	・「食育ボランティア」に登録をお願いします。
県民意見の反映	1 透明性の確保 〔(1)消費生活審議会の運営 (2)消費者施策等の公表〕	・消費者施策に対して意見、提言をお寄せください。
	2 県民意見の施策への反映及び消費者団体との協働	
相談窓口の強化	1 県消費生活センターの機能強化	・消費者トラブル等でお困りのときは、県消費生活センター又は市町村の相談窓口にご相談ください。
	2 市町村相談体制の充実・強化	